

資料 7

令和 8 年度定時総会の開催都市について

令和 8 年度定時総会の開催都市は
前橋市（群馬県）とする。

総会開催要綱

昭和 52 年 3 月 31 日 理事会決定

昭和 55 年 3 月 31 日 一部改正

平成 23 年 2 月 4 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、定款第 4 章に定める総会の運営を円滑に図ることを目的とする。

(開催)

第 2 条 定時総会の開催都市は、別表に定める順序に基づき、当該地区協議会において決定する。ただし、特別の理由により、当該地区協議会以外の地区協議会が開催都市を決定する場合は、当該地区協議会と協議のうえ、理事会に諮り開催地区協議会の順番を繰り上げることができる。

(議長)

第 3 条 総会の議長は、開催都市が指名した者とし、総会において選任する。

(事務局)

第 4 条 総会の運営に関する事務は、その都度開催都市が本会事務局と協議して定めるものとする。

(期日及び日程)

第 5 条 総会の期日及び日程は、定款第 15 条 2 項の規定に基づき、総会の議を経て開催都市が本会事務局と協議して定める。

(会場)

第 6 条 総会の会場は、開催都市が本会事務局と協議して決定する。

(委員の出席)

第 7 条 会長は、必要に応じ、定款第 39 条に定める委員会及び専門委員会委員を総会に出席させ、報告を求め、事情を聴取することができる。

(議題)

第 8 条 総会の議題は、定款第 14 条に定められた事項及び地区協議会において決定した建議事項で総会に付議すべき事項として理事会が決定したものとする。

(経費)

第 9 条 総会に要する経費は、本会の総会交付金をもってあてる。ただし、当該交付金を超える経費については、開催都市の負担とする。なお、議事録作成に要する経費は、本会の経常経費をもってあてる。

(次期開催都市)

第 10 条 次期開催予定地区協議会は、総会開催までに、開催予定都市を決定するものとする。

(展示)

第 11 条 総会の開催にあたっては、賛助会員の展示物、出品物、出品物と陳列、配布等に配慮するものとする。展示の方法等については、開催都市及び本会事務局が展示を希望する賛助会員と協議して定める。

附 則

この運営要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

この運営要綱の、一部改正は、昭和 55 年 3 月 31 日から施行する。

この運営要綱の、一部改正は、公益社団法人全国都市清掃会議の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

評議員会開催要綱

昭和 52 年 3 月 31 日 理事会決定

昭和 55 年 3 月 31 日 一部改正

平成 23 年 2 月 4 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、定款第 37 条に定める評議員会の運営を円滑に図ることを目的とする。

(開催)

第 2 条 評議員会の開催都市は、別表に定める順序に基づき、当該地区協議会において協議し、決定する。但し、特別の理由により、当該地区協議会以外の地区協議会が開催都市を決定する場合は総会開催要綱（平成 23 年 2 月 4 日理事会決定）第 2 条但書書の規定を準用する。

(議長)

第 3 条 評議員会の議長は、定款第 37 条の規定に基づき、出席した正会員の中から当該評議員会において選任する。

(事務局)

第 4 条 評議員会の運営に関する事務は、その都度開催都市が本会事務局と協議して定める「組織及び活動方針」による。

(期日及び日程)

第 5 条 評議員会の期日及び日程は、開催都市が定款第 37 条の規定を考慮し、本会事務局と協議して決定する。

(会場)

第 6 条 評議員会の会場は、開催都市が決定する。

(役員の出席)

第 7 条 本会役員（理事、監事）は、執行部として評議員会に出席する。

(議題)

第 8 条 評議員会の議題は、定款第 37 条に基づき理事会が決定したものとする。

(経費)

第 9 条 評議員会に要する経費は本会の評議員会交付金をもってあてる。ただし、当該交付金を超える経費については、開催都市の負担とする。

(次期開催都市)

第 10 条 次期開催予定地区協議会は、評議員会開催までに開催予定都市を決定するものとする。

(展示)

第 11 条 評議員会における会員の展示、出品については、総会開催要綱第 11 条の規定を準用する。

附 則

この運営要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

この運営要綱の、一部改正は、昭和 55 年 3 月 31 日から施行する。

この運営要綱の、一部改正は、公益社団法人全国都市清掃会議の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

別表（第2条）定時総会開催地区協議会

春季評議員会開催地区協議会

	開催地区協議会順	参 考	
		開催年	開催市
1	関 東 地 区 協 議 会	昭和45年度	東 京 都
2	近 畿 地 区 協 議 会	〃 46年度	大 津 市
3	北 海 道 地 区 協 議 会	〃 47年度	札 幌 市
4	東 北 地 区 協 議 会	〃 48年度	仙 台 市
5	北 陸 東 海 地 区 協 議 会	〃 49年度	岐 阜 市
6	中国・四国地区協議会	〃 50年度	岡 山 市
7	九 州 地 区 協 議 会	〃 51年度	福 岡 市
8	関 東 地 区 協 議 会	〃 52年度	川 崎 市
9	近 畿 地 区 協 議 会	〃 53年度	奈 良 市
10	北 海 道 地 区 協 議 会	〃 54年度	札 幌 市
11	東 北 地 区 協 議 会	〃 55年度	福 島 市
12	近 畿 地 区 協 議 会	〃 56年度	神 戸 市
13	北 陸 東 海 地 区 協 議 会	〃 57年度	新 潟 市
14	中国・四国地区協議会	〃 58年度	広 島 市
15	九 州 地 区 協 議 会	〃 59年度	長 崎 市
16	関 東 地 区 協 議 会	〃 60年度	横 浜 市
17	北 海 道 地 区 協 議 会	〃 61年度	札 幌 市
18	東 北 地 区 協 議 会	〃 62年度	盛 岡 市
19	北 陸 東 海 地 区 協 議 会	〃 63年度	名 古 屋 市
20	中国・四国地区協議会	平成元年度	岡 山 市
21	九 州 地 区 協 議 会	〃 2年度	北九州市
22	関 東 地 区 協 議 会	〃 3年度	東 京 都
23	近 畿 地 区 協 議 会	〃 4年度	大 阪 市
24	北 海 道 地 区 協 議 会	〃 5年度	札 幌 市
25	東 北 地 区 協 議 会	〃 6年度	山 形 市
26	北 陸 東 海 地 区 協 議 会	〃 7年度	静 岡 市
27	中国・四国地区協議会	〃 8年度	松 江 市
28	九 州 地 区 協 議 会	〃 9年度	長 崎 市
29	関 東 地 区 協 議 会	〃 10年度	千 葉 市

	開催地区協議会順	参 考	
		開催年	開催市
30	近 畿 地 区 協 議 会	〃 11年度	京 都 市
31	北 海 道 地 区 協 議 会	〃 12年度	旭 川 市
32	東 北 地 区 協 議 会	〃 13年度	秋 田 市
33	北 陸 東 海 地 区 協 議 会	〃 14年度	長 野 市
34	中国・四国地区協議会	〃 15年度	松 山 市
35	九 州 地 区 協 議 会	〃 16年度	福 岡 市
36	関 東 地 区 協 議 会	〃 17年度	宇都宮市
37	近 畿 地 区 協 議 会	〃 18年度	神 戸 市
38	北 海 道 地 区 協 議 会	〃 19年度	札 幌 市
39	東 北 地 区 協 議 会	〃 20年度	青 森 市
40	北 陸 東 海 地 区 協 議 会	〃 21年度	新 潟 市
41	中国・四国地区協議会	〃 22年度	下 関 市
42	九 州 地 区 協 議 会	〃 23年度	鹿 児 島 市
43	関 東 地 区 協 議 会	〃 24年度	荒 川 区
44	近 畿 地 区 協 議 会	〃 25年度	大 阪 市
45	北 海 道 地 区 協 議 会	〃 26年度	旭 川 市
46	東 北 地 区 協 議 会	〃 27年度	仙 台 市
47	北 陸 東 海 地 区 協 議 会	〃 28年度	浜 松 市
48	中国・四国地区協議会	〃 29年度	徳 島 市
49	九 州 地 区 協 議 会	〃 30年度	佐 賀 市
50	関 東 地 区 協 議 会	令和元年度	川 崎 市
51	近 畿 地 区 協 議 会	〃 2年度	堺 市
52	北 海 道 地 区 協 議 会	〃 3年度	札 幌 市
53	東 北 地 区 協 議 会	〃 4年度	福 島 市
54	北 陸 東 海 地 区 協 議 会	〃 5年度	富 山 市
55	中国・四国地区協議会	〃 6年度	高 知 市
56	九 州 地 区 協 議 会	〃 7年度	大 分 市
57	関 東 地 区 協 議 会	〃 8年度	